

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

湯前町長

## 公表日

令和8年1月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務、物価高対応子育て応援手当の支給に関する業務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行う。また、受給者に関して、児童手当の支給を行う。</li> <li>・総合行政システムの団体内統合宛名を通じて口座情報登録・連携ファイル関係情報を取得する。(入手先: デジタル庁)</li> </ul>
③システムの名称	①児童手当システム、②ガバメントクラウド、③EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童情報ファイル、口座情報登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 56項 「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・番号利用法 別表百三十五 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省第5号) 第74条 「番号利用法別表百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。」</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42,125,141,161の項)</li> <li>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(106,107の項)</li> <li>・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」</li> <li>・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第162条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項で定める情報は、次に掲げる情報のうち、当該特定公的給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。 一 道府県民税又は市町村民税に関する情報 二 住民票に記載された住民票関係情報 三 公的給付支給等口座登録簿関係情報」</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	湯前町役場 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4112
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input checked="" type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input checked="" type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理がしてあり、これらの対策があることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I. 1. ③	児童手当システム	①児童手当システム、②カバメントクラウド、③EUCシステム	事前	
令和7年6月30日	I. 8	海前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町 1989-1_0966-43-4111	海前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町 1989-1_0966-43-4112	事前	
令和7年6月30日	I. 4. ②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項)および内閣府・総務省令第七号(第十九条第一項、第四十四条第一項)(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)および内閣府・総務省令第七号(第四十条第一項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42,125,141,161の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(106,107の項)		
令和7年6月30日	II. 1		令和6年12月31日 時点		
令和7年6月30日	II. 2		令和6年12月31日 時点		
令和7年6月30日	IV. 2	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 3 (2項目)	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 4	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 5	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 6 (2項目)	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 7	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 8	空欄	人手を介在させる作業はないに○		
令和7年6月30日	IV. 9	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 10	空欄	十分である		
令和7年6月30日	IV. 11	空欄	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 を選択		
令和7年6月30日	IV. 11 判断の根拠	空欄	アクセス権限の管理がしており、これらの対策があることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
令和7年12月23日	表紙	令和7年6月30日	<修正> 令和8年1月30日		
令和7年12月23日	I. 1. ①	児童手当の支給に関する事務	<追加> 物価高対応子育て応援手当の支給に関する業務		
令和7年12月23日	I. 1. ②	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行う。また、受給者に関して、児童手当の支給を行う。	<追加> 総合行政システムの団体内統合宛名を通じて口座情報登録・連携ファイル関係情報を取得する。(入手先:デジタル庁)		
令和7年12月23日	I. 2	児童手当受給者ファイル、児童情報ファイル	<追加> 口座情報登録・連携ファイル関係情報		
令和7年12月23日	I. 3	番号法第9条第1項 別表第一 56項 「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	<追加> ・番号利用法 別表百三十五 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省第5号) 第74条 「番号利用法別表百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。」		
令和7年12月23日	I. 4	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42,125,141,161の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(106,107の項)	<追加> ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」 ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第162条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項で定める情報は、次に掲げる情報のうち、当該特定公的給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。 一 道府県民税又は市町村民税に関する情報 二 住民票に記載された住民票関係情報 三 公的給付支給等口座登録簿関係情報」		
令和7年12月23日	II. 1	R6.12.31時点	R7.9.30時点		
令和7年12月23日	II. 2	R6.12.31時点	R7.9.30時点		